

妊娠、出産等を理由とする解雇や 不利益な取扱いは禁止されています！

○妊娠、出産、産前産後休業の取得、その他妊娠中や出産後の通院などを理由とした解雇や、その他の不利益な取扱い（退職の強要、降格、減給、不利益な配置の変更、正社員をパートタイム労働者等の非正社員とするような労働契約内容変更の強要等）は禁止されています。

○事業主が「妊娠・出産・産前産後休業が理由でないこと」を証明しない限り、妊娠中・産後1年以内の解雇は無効となります。

育児休業を取得することを理由に解雇や降格することはできません

育児休業、子の看護休暇等の申請や取得を理由とする解雇や不利益な取扱いは、禁止されています。

- ①解雇
- ②期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと
- ③契約の更新回数の上限が明示されている場合、その回数の引き下げ
- ④退職の強要
- ⑤正社員を非正規社員とするような労働契約内容変更の強要
- ⑥不利益な~~白~~宅待機
- ⑦労働者が希望する時間を超えて、その意に反して所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限又は短時間勤務等の適用
- ⑧降格
- ⑨減給をし、又は賞与等における不利益な算定
- ⑩昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと
- ⑪不利益な配置の変更
- ⑫就業環境を害すること

育児休業を取りましょう(パパ・ママ育休プラス)

父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2ヶ月に達するまでの間に、父母それぞれが1年（母親の場合、産後休業期間も含む。）まで休業できるようになりました。（パパ・ママ育休プラス）

事業主は育児休業を断ることはできません

勤め先の就業規則等に規定がない場合でも、事業主に申し出をすれば育児休業を取得することができます。男性やパートタイム労働者も育児休業を取得できます。

妻が専業主婦でも男性が育児休業を取ることはできます

配偶者が専業主婦（夫）や育児休業中でも取得できるので、夫婦同時に育児休業することも可能になります。

妻の出産8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合は、特例として、理由を問わず、育児休業を再度取得できることになりました。（パパ休暇）

子どもの看護休暇が取れます

小学校就学前の子どもを養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、子が1人であれば1年に5日、2人以上であれば10日まで、子の看護休暇を取得することができるようになりました。

休暇が取得できる負傷や疾病の種類、程度に制限はありません。予防接種や健康診断のために取得することもできます。

平成22年4月から育児休業給付の給付方法が見直されました

雇用保険の加入者が育児休業を取得したとき、育児休業給付金が支給されます。これまで、育児休業中は、休業前の賃金の30%、職場に復帰して半年後に賃金の20%が支給されていましたが、平成22年4月1日以降に職場復帰した方から、休業中と復帰後に分けて支給されている給付を統合し、全額が休業中に支給されるようになりました。

はたらく皆さんの子育てをサポートする制度

ファミリー・サポート・センター

急な残業で子どもを保育所へ迎えに行くことができない場合など、臨時の育児支援をお願いしたい会員に対し、育児を応援できる会員を紹介するなど、育児に関する相互援助活動を支援する組織として「ファミリー・サポート・センター」があります。詳しくは下記の連絡先まで。

(平成24年3月現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	対象市町村
徳島ファミリー・サポート・センター	徳島市昭和町3丁目35-1 労働福祉会館4階 （徳島県勤労者福祉ネットワーク内）	(088) 611-1551	徳島市、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町
板野東部ファミリー・サポート・センター	板野郡藍住町奥野矢上前32-1 藍住町勤労女性センター内	(088) 693-3033	松茂町、北島町、藍住町、板野町
阿南ファミリー・サポート・センター	阿南市富岡町今福寺40-17 阿南市社会福祉会館2階	(0884) 24-5550	阿南市
鳴門ファミリー・サポート・センター	鳴門市撫養町斎田字岩崎146	(088) 683-0788	鳴門市
美馬ファミリー・サポート・センター	美馬市脇町大字脇町1303-3 美馬市社会福祉協議会内 美馬郡つるぎ町貞光字宮下61 つるぎ町社会福祉協議会内	(0883) 53-2528 (0883) 62-3669	美馬市 つるぎ町
吉野川市ファミリー・サポート・センター	吉野川市川島町葉木村2421-1 川島庁舎3階 子育て支援センター内	(0883) 25-6616	吉野川市
阿波市ファミリー・サポート・センター	阿波市市場町市場字上野段385-1 市場支所2階 子育て支援課内	(0883) 36-3520	阿波市
みよしファミリー・サポート・センター	三好市池田町シンマチ1474 子育て支援課内 三好郡東みよし町加茂3360 福祉課内	(0883) 72-7663 (0883) 82-6306	三好市 東みよし町

就業援助相談室

多様な働き方に関する情報提供や相談を行っています。詳しくは下記の連絡先まで。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
徳島就業援助相談室	徳島市昭和町3丁目35-1 労働福祉会館2階	(088) 654-0120

※ 9:00～16:00 (土日祝日、年末・年始除く)

阿波っ子すぐすくはぐくみ資金貸付制度

県内に住所を有し、県内事業所に勤務している人に対し、出産費用や育児・介護休業中の生活費、子どもが2人以上の場合の教育費を低金利で融資する貸付を実施しています。

(平成24年4月1日現在)

資金用途	融資年利率※	融資限度額	貸付期間
出産費及び育児・介護休業利用者生活費	1.20%	200万円	10年以内 育児・介護休業利用者生活費は休業期間終了(最長3年)まで元金据置可
子どもが2人以上の場合の教育費	1.40%	300万円	15年以内 在学期間内、最長6年まで元金据置可

※別途保証料0.7～1.2%必要

ご相談・申し込み先

四国労働金庫徳島ローンセンター ※定休日・水曜日・祝日（土・日の祝日は営業）

TEL 088(634)1000 徳島市中島田町1丁目11-1

または、県内の四国労働金庫各支店窓口にてご相談ください。

窓 口	電 話 番 号	所 在 地
徳島支店	(088) 623-1112	徳島市昭和町3丁目35-1
阿南支店	(0884) 22-2132	阿南市富岡町トノ町71-1
鴨島支店	(0883) 24-3113	吉野川市鴨島町鴨島342-1
池田支店	(0883) 72-0399	三好市池田町サラダ1612-2
徳島北支店	(088) 698-1111	板野郡北島町中村字東開10-5

※子ども1人の場合の教育費は、徳島県勤労者ライフサイクル資金貸付制度において、2.15%で融資する貸付を行っています。その他の条件は、「阿波っ子すぐすくはぐくみ資金貸付制度」の教育費と同じです。

仕事と家庭の両立を応援する助成金(平成23年9月改正)

助成金を受けとるためには・・・

- 雇用保険を払っていなければなりません。
- 一般事業主行動計画を作り、労働局に届け、公表し労働者に周知しなければなりません。

問い合わせ・申請先 ⇒ 徳島労働局雇用均等室
088-652-2718

両立支援助成金

1 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築、運営を行う事業主または事業主団体に、その費用の一部を助成します。

(保育施設は労働者の通勤経路、またはその近接地域の設置も含みます。保育の対象者は0歳から小学校入学までの子となります。)
《支給額》

	助成率等	助成限度額（運営費は1年間の限度額）			
設置費	【大企業】1/2 【中小企業】2/3	2,300万円			
増築費	1/2	増築	1,150万円 ※ 5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備、支給要件を満たさない施設を満たす施設にするための増築		
	1/2 × (増加する定員) / (建替え後の施設の定員)	建替え	2,300万円 ※ 5人以上の定員増に伴う建替え		
	1/2	建替え	2,300万円 ※ 支給要件を満たさない施設を満たす施設にするための建替え		
運営費	1～5年■ 【大企業】1/2 【中小企業】2/3 6～10年■ 【大企業】1/3 【中小企業】1/3	運営形態	現員（現員が定員を超える場合は定員）	1～5年■	6～10年■
		通常型	15人未満	379万2千円	252万8千円
			15～20人未満	540万円	360万円
			20人以上	699万6千円	466万4千円
		時間延長型	15人未満	505万円2千円	336万8千円
			15～20人未満	729万円	486万円
			20人以上	951万6千円	634万4千円
		深夜延長型	15人未満	533万2千円	355万7千円
			15～20人未満	778万円	518万9千円
			20人以上	1,014万6千円	676万4千円
		体調不調児対応型		上記それぞれの型の運営に係る額+165万円	上記それぞれの型の運営に係る額+110万円
保育遊具等購入費	購入に要した額から10万円を控除した額	40万円（積み木、DVDプレーヤー、プランコなど） ※ 1品の単価が1万円以上（セット販売を含む）、総額20万円以上の場合に限ります。			

※ 既に助成を受けている施設を含め、すべての施設の運営費の支給申請時期が24年度の予算案において以下のとおり改正される予定です。

① 1月から6月に運営開始の施設は、1月に申請から7月に申請に変更されます。

(平成24年度は平成24年1月から6月の半年分の運営費が対象となります。)

② 7月から12月に運営開始の施設は、1月に申請となります。(前年1月から12月の1年分の運営費が対象となります。)

【中小企業事業主の範囲】「資本または出資の額」または「常用労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

※ 法人の場合は、資本金・出資金はありませんので、常用労働者数が該当する場合にのみ適用されます

2 子育て期短時間勤務支援助成金

平成22年4月1日以降に、初めて短時間勤務制度の利用者が出了事業主に対して助成されます。

《支給要件》

- ① 育児休業、所定外労働の制限、(※)短時間勤務制度について、育児・介護休業法に基づいて労働協約または就業規則に定めていることが必要です。

※ 短時間勤務制度について

- 常用雇用労働者が101人以上の事業主

少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を、労働協約または就業規則に定めていることが必要です。

○常用雇用労働者が100人以下の事業主

平成24年度の予算案において次のとおり改正される予定です。

6月30日までに短時間勤務制度を開始する場合は、少なくとも3歳に達するまでの子を（7月1日以降に短時間勤務制度を開始する場合は、少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を）養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約または就業規則に制度化している必要があります。

- ② 以下のいずれかの短時間勤務制度を連続して6ヶ月以上利用している必要があります。

○1日の所定労働時間 (7時間以上の者について1時間以上短縮)

○週または月の所定労働時間 (1週間当たり35時間以上の者について1週当たり1割以上短縮)

○週または月の所定労働日数 (1週当たり5日以上の者について1週当たり1日以上短縮)

- ③ 複数の事業所を有する事業主にあっては、すべての事業所において制度化している必要があります。

《支給額》

企業規模	1人目	2人目以降※
100人以下の事業主	70万円【40万円】	50万円【15万円】
101人～300人の事業主	50万円【30万円】	40万円【10万円】
301人以上の事業主	40万円【30万円】	10万円【10万円】

○ 1企業主当たり制度利用者数延べ10人（100人以下の事業主は5人）までの支給となります。

○ 【】内の金額は24年4月1日以降要件を満たした事業主に対して改正される予定の支給額です。

※ 最初の制度利用労働者が、短時間勤務制度を連続して6ヶ月間利用した日の翌日から引き続き雇用保険の被保険者として1ヶ月雇用した日の翌日から5年以内に、2人目以降の制度利用労働者が出了場合となります。

中小企業両立支援助成金

1 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に、一定額助成します。

《支給要件》

- ① 常時雇用する労働者数300人以下の事業主に限定されます。
- ② 育児休業終了後、育児休業取得者を原職等に復帰させる旨の取り扱いと、育児・介護休業法に規定する育児休業の制度および育児のための短時間勤務制度について、労働協約または就業規則に規定している必要があります。

《支給額》

対象育児休業取得者一人当たり	15万円
----------------	------

※ 1事業主当たり1年度10人までとなります。

※ 最初に支給決定された対象育児休業取得者の育児休業終了日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日の翌日から5年間を経過していないことが必要です。

2 休業中能力アップコース

育児休業または介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、職場復帰プログラムを実施した事業主・事業主団体に一定額を助成します。

《支給要件》

- ① 常時雇用する労働者数300人以下の事業主または主として常時雇用する労働者数が300人以下の事業主により構成される事業団体が対象になります。
- ② 下記のいずれか一つ以上の職場復帰プログラムを規定して実施することが必要です。
(1) 在宅講習 (2) 職場環境適応講習 (3) 職場復帰直前講習 (4) 職場復帰直後講習

《支給額》

支給限度額（対象休業1人当たり）	21万円
------------------	------

- ※ 支給額は、職場復帰プログラムの内容・実施期間に応じて算定されます。
- ※ 最初に支給決定された対象休業取得者の休業終了日の翌日から起算して1ヶ月を経過した日の翌日から5年を経過していないことが必要です。
- ※ 1事業主当たり育児休業者、介護休業者それぞれ1年度延べ20人までとなります。
- ※ ②職場環境適応講習と③職場復帰直前講習を同時期に実施する場合は、③職場復帰直前講習の支給が優先になります。

3 繼続就業支援コース

平成23年10月1日以降に育児休業を終了した労働者が初めて出た中小企業事業主に支給します。

《支給要件》

- ① 常時雇用する労働者数100人以下の事業主に限定されます。
- ② 管理職を含むすべての雇用保険被保険者に対し、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のための研修等を実施しなければなりません。
- ③ 育児休業の制度、短時間勤務制度および原職等復帰措置について、労働協約または就業規則に規定していることが必要です。

《支給額》

1人□	40万円
2人□から5人□まで	15万円

4 中小企業子育て支援助成金

平成18年4月1日以後に、初めて育児休業取得者が出了など一定の要件を満たした中小企業事業主に支給します。
(平成18年度から平成23年度までの時限措置です。)

《支給要件》

- ① 常時雇用する労働者数100人以下の事業主に限定されます。
- ② 平成23年9月30日までに育児休業を終了し、復職後1年以上継続勤務をした労働者が出了場合に、支給対象となります。

《支給額》

支給要件を満たした日(育児休業終了日の翌日から起算して1年を経過した日)が平成23年4月1日以降である対象育児休業者から適用されます。

1人□	70万円【改正前100万】
2人□から5人□まで	50万円【改正前 80万】

《経過措置》

支給対象に該当する労働者が生じた日が平成23年3月31日以前の場合は、改正前の支給額が支給されます。
また、平成22年3月31日以前にこの助成金の支給要件を満たした労働者が出了事業主については、育児休業と短時間勤務を合わせて5人□までが支給対象となります。